

北印訂番収第5号
令和8年2月6日

北本市長 三 宮 幸 雄 様

北本市都市計画審議会
会長 福 島 忠 夫



北本市立地適正化計画の策定について（答申）

令和7年7月10日付け北都都発第46号で諮問のありました件について、当審議会で慎重に審議した結果、下記の意見を付した上で適当と認めます。

記

- 1 居住や都市機能の誘導を進めるには、公共交通との連携が非常に重要である。このため、本計画の実行性を高めるため、計画に位置付けた公共交通に関する施策の着実な実施に努められたい。
- 2 本計画は都市機能誘導区域や居住誘導区域に対する施策が主であることから、誘導区域外に居住する市民からの誤解を招くおそれがある。このため、本計画の趣旨や誘導区域外に居住する市民に対する施策・支援について、市民に丁寧の説明し、理解の向上に努められたい。
- 3 居住を誘導するに当たり、緑の保全や良好な都市景観の形成を一層進める必要があることから、誘導施策の実施に当たっては、これを意識した事業の展開に努められたい。

以上